

しまね人権尊重のまちづくり推進事業実施要綱

(目的)

第1条 しまね人権尊重のまちづくり推進事業は、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを実現するため、研修等に主体的に取り組む企業・団体等を会員として情報交換等を行う場(以下「しまね人権プラットフォーム」という。)を設け、さらに、会員による人権が尊重されるまちづくりを実現するための取組(以下「人権尊重の取組」という。)を県が支援すること等によって、人権・同和問題に関する県民の理解の深化と人権意識の高揚を図り、地域社会における偏見、差別を解消することを目的とする。

(会員)

第2条 しまね人権プラットフォームの会員となることができる者は、次のとおりとする。

- (1)民間企業及び特定非営利活動法人、協同組合その他の団体で県内に事務所(従たる事務所を含む。)を有するもの。ただし、知事が適当でないとする団体を除く(以下「企業等」という。)
- (2)自治会その他の地縁による団体のほか、地域の運営に関わる組織(以下「地域組織」という。)

(会員登録の申込)

第3条 会員になろうとする企業等、地域組織は、入会申込書(別記様式

第1号)に必要事項を記載し、県に提出するものとする。

(会員登録)

第4条 県は、入会申込書の記載事項を審査し、適当であると認められるときは、会員登録を行うものとする。

(会員の取組)

第5条 会員は、次に掲げる取組の少なくとも一を行い、従業員、構成員等を何らかの人権研修等(人権に関する理解を深め、人権感覚を高めるための研修等をいう。以下同じ。)に参加させるものとする。ただし、企業等にあつては、従業員、構成員等の過半数の参加を要するものとする。

(1)従業員、構成員等に対する人権研修等の実施(会員自ら実施するか否かを問わない。)

(2)従業員、構成員等に対する、会員以外の者が実施する人権研修等への参加の推奨

2 会員は、前項に規定するもののほか、人権尊重の取組を行うよう努めるものとする。

3 会員は、前2項に規定する取組の実績を毎年度、取組報告書(別記様式第2号)により、当該年度の翌年度の6月末日までに県に報告するものとする。

(会員情報等の公開)

第6条 会員に係る住所、連絡先等の情報(個人情報を除く。)や人権尊重

の取組の内容の概要については、公開するものとする。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は随時脱退することができる。

2 下記のいずれかに該当する場合には、県は会員資格の登録を抹消するものとする。

(1)会員の取組を履行しないとき。

(2)会員が人権尊重の理念から不適切であると知事が判断する行為等を行ったとき。

(県の支援)

第8条 県は、会員に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1)県が実施する人権研修等への参加

(2)会員が実施する人権研修等への講師の派遣

(3)人権研修等に係る研修資料の貸与等

(4)人権に関する情報の提供等

(5)県のホームページ等による会員の取組等の紹介

(6)会員等による情報交換等の機会の提供

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。